

農地法第4条・第5条添付書類一覧

必要書類	必要状況	備考
【位置図】	全ての場合	・位置図 土地の位置を示す地図(縮尺は5万分の1ないし1万分の1程度) 申請地を赤丸で明記すること。
【案内図】	全ての場合	・案内図 土地の位置を示す地図(縮尺は5千分の1程度) 申請地を赤枠で囲むこと
【登記事項証明書】	全ての場合	・農地(併用地含む)の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)
【土地利用計画図】	全ての場合	・土地利用計画図 申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の面積、位置及び施設間の距離を示した図面(縮尺は5百分の1ないし2千分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用することも可) 図面については、用途に応じた色分け及び表記を行うこと
【資金証明書】	全ての場合	・資金証明書 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面。(金融機関等が発行した融資を証明する書面や預金通帳の写し、残高証明書) ※建築条件付売買予定地の場合は販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設することとなるため、資力の確認は全ての土地に自らが住宅を建設する場合に必要な資力行うこと
【公図】	全ての場合	・公図 申請に係る土地の地番を表示する図面 当該地番の図面を赤枠で囲むこと。
【現況図】	全ての場合	・現況図 申請地及び付近の状況を表示する図面
【現況写真】	全ての場合	・現況写真 申請地の現況の写真を別方向(2か所)から撮った写真。 写真は赤枠で申請地を囲むこと。
【転用を妨げる権利を有するものからの同意書】	該当する場合	・転用を妨げる権利を有するものからの同意書 地上権、永小作権、質権等の当該農地へ権利を有するものからの同意書
【法令・条例等に基づく許認可及び行政庁との協議が義務づけられている場合の許可書又は協議書】	該当する場合	・法令・条例等に基づく許認可及び行政庁との協議が義務づけられている場合の許可書又は協議書 1、許可、認可、関係機関の議決等を了している旨を証する書面(当該 許認可証の写し、関係機関の受付印のある当該申請書の写し等) 2、行政庁をの協議を了している旨を証する書面
【土地改良区の意見書】	該当する場合	・土地改良区の意見書 申請農地が土地改良事区にある場合は該当する土地改良区からの意見書を添付すること
【建築物の平面図・立面図】	建築物がある場合	・建築物の平面図・立面図 申請地に建築する構造物の平面図・立面図
【用排水計画図】	取水・排水計画がある場合	・用排水計画図 取水・排水の経路を示す図面(他の図面と併用可)
【売買契約書案・工程表】	建築条件付売買予定地の場合	・売買契約書案 転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案 ・工程表 事業者において、土地のすべてを販売することができないと判断する時期の目安を含む(むやみに期間を長くすることは不可)
【その他の書類】	必要がある場合	その他、必要があると認められる場合は審査に必要な書類を添付していただいております。